○松江市鹿島多久の湯の設置及び管理に関する条例

平成19年3月30日

松江市条例第17号

改正 平成24年3月27日条例第26号

平成25年12月20日条例第60号

平成26年12月19日条例第55号

平成31年3月29日条例第3号

令和元年7月12日条例第1号

松江市温泉施設鹿島多久の湯の設置及び管理に関する条例(平成17年松江市条例第186号) の全部を改正する。

(設置)

第1条 市民の健康増進、福祉の向上、交流及び余暇活動の推進に資するため、松江市鹿島多久の湯(以下「鹿島多久の湯」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 鹿島多久の湯の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	
松江市鹿島多久の湯	松江市鹿島町北講武885番地7	

(指定管理者による管理)

第3条 鹿島多久の湯の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

- 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 鹿島多久の湯の施設及び設備(以下「施設等」という。)の利用の許可に関する業務
 - (2) 施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収、減免及び還付に関する業務
 - (3) 施設等の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が鹿島多久の湯の管理運営上必要と認める業務 (休館日)
- 第5条 鹿島多久の湯の休館日は、木曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) 第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日)とする。ただし、指定管理者は、必要 があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更することができる。

(利用時間)

- 第6条 鹿島多久の湯の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。
 - (1) 浴場及び家族(介護)風呂 午前10時から午後9時まで
 - (2) その他の施設 午前10時から午後10時まで

(利用の許可)

- 第7条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付す ることができる。

(利用の制限)

- 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を許可しない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号 に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
 - (3) 長期間にわたる継続利用により他の利用を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - (4) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、鹿島多久の湯の管理上支障となるおそれがあると認められるとき。

(利用の許可の取消し等)

- 第9条 指定管理者は、施設等の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各 号のいずれかに該当するとき、又は鹿島多久の湯の管理上特に必要があるときは、利用 の許可を取り消し、又は利用の許可に付した条件を変更し、若しくは利用の停止を命ずることができる。
 - (1) この条例の規定に違反したとき。
 - (2) 利用の許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) 前条各号のいずれかに該当する理由が判明し、又は生じたとき。
 - (4) 不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- 2 前項の規定による利用の許可の取消し、利用の許可の条件の変更又は利用の停止によって利用者に損害が生じることがあっても、市長及び指定管理者は、その責任を負わな

V10

(利用者の遵守事項)

- 第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 利用の許可を受けた施設等以外のものを利用しないこと。
 - (2) 火災又は盗難の発生防止に留意すること。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、その利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(入館の制限)

- 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。
 - (1) 感染性の疾患があると認められる者
 - (2) めいていしている者
 - (3) 他人に危害又は迷惑をかける行為をする者
 - (4) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者 補助犬を除く。)を携行している者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、鹿島多久の湯の管理上支障があると認められる者 (入館者の遵守事項)
- 第13条 鹿島多久の湯に入館した者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を利用しないこと。
 - (2) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (3) 館内外を汚さないこと。
 - (4) 定められた場所以外には出入りしないこと。
 - (5) 許可なく物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
 - (6) 許可なく貼紙その他の広告物を提示し、又は配布しないこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(利用料金)

- 第14条 利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。
- 2 前項の利用料金は、利用の許可のときに徴収する。ただし、指定管理者が特に必要が あると認めるときは、この限りでない。
- 3 利用料金は、別表に掲げる基準額に1.5を乗じて得た額を上限として、指定管理者が市

長の承認を得て定める額とする。

- 4 指定管理者は、鹿島多久の湯の利用促進のため必要があると認めるときは、市長の承認を得て、浴場の利用に係る回数券及び会員券を発行することができる。
- 5 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の減免)

- 第15条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用 料金を減額し、又は免除することができる。
- 2 指定管理者は、利用料金の減額又は免除をするに当たっては、不当な差別的取扱いを してはならない。

(利用料金の不還付)

- 第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに 該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 鹿島多久の湯の管理上特に必要があるため、施設等の利用の許可を取り消したとき。
 - (2) 利用者の責任に帰することができない理由により、施設等を利用することができなくなったとき。

(原状回復)

- 第17条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は利用の停止を命ぜられたとき、若 しくは利用の許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬 入した物件を撤去しなければならない。
- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した 費用は、利用者の負担とする。

(特別の設備の制限)

第18条 利用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の物品を使用しようとするときは、 あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(目的外使用の禁止)

第19条 利用者は、施設等を許可に係る利用目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第20条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失させた者は、これによって生じた 損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、こ の限りでない。

(市長による管理)

- 第21条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、第3条及び第4条の規定にかかわらず、鹿島多久の湯の管理は、市長が行うものとする。
- 2 前項の規定により市長が鹿島多久の湯の管理を行う場合にあっては、第5条及び第6条中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、第7条、第8条、第9条第1項、第12条、第13条第7号、第14条第1項及び第2項、第15条第2項、第16条並びに第18条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条の見出し、同条第1項から第3項まで、第15条(見出しを含む。)及び第16条(見出しを含む。)中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第14条第3項中「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、同条第4項中「指定管理者は、鹿島多久の湯の利用促進のため必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、鹿島多久の湯の利用促進のため必要があると認めるときは」と、第15条第1項中「指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、鹿島多久の湯の利用促進のため必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、鹿島多久の湯の利用促進のため必要があると認めるときは」と、第15条第1項中「指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、公益上特に必要があると認めるときは」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の松江市温泉施設鹿島多久 の湯の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用の許可その他の処分、手続 きその他の行為は、この条例による改正後の松江市温泉施設鹿島多久の湯の設置及び管 理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までに、松江市温泉施設鹿島多久の湯の回数券等に関する 規則(平成17年松江市規則第85号)の規定により交付された回数券は、この条例による改 正後の松江市温泉施設鹿島多久の湯の設置及び管理に関する条例の相当規定により交付 された回数券とみなす。

附 則(平成24年3月27日松江市条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の松江市温泉施設鹿島多久 の湯の設置及び管理に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりなされ た使用の許可その他の処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた ものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定により交付された回数券は、 この条例の相当規定により交付された回数券とみなす。

(鹿島温泉施設維持運営基金条例の一部改正)

4 鹿島温泉施設維持運営基金条例(平成17年松江市条例第110号)の一部を次のように改正 する。

[次のよう] 略

(鹿島公共用施設維持修繕基金条例の一部改正)

5 鹿島公共用施設維持修繕基金条例(平成23年松江市条例第6号)の一部を次のように改正 する。

[次のよう] 略

附 則(平成25年12月20日松江市条例第60号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日松江市条例第55号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日より施行する。

附 則(平成31年3月29日松江市条例第3号)抄

改正 令和元年7月12日条例第1号

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年7月12日松江市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第14条関係)

利用区分		単位	基準額
浴場	大人(中学生以上)	1人	410円
	小人(小学生以下)	1人	200円
家族(介護)風呂	基本料金(4人まで)	1時間	1,880円
	5人目以降	1人	200円
大集会室(1区画)		1時間	620円
小集会室		1時間	510円
ピロティ(1区画)		1時間	200円

備考

- 1 3歳未満の浴場の利用は、無料とする。
- 2 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。